

コダイラブランド認定要綱

第1条（目的）

この要綱は、小平市内の地域資源及び地域の特性を活かし、消費者に支持され、愛着を持たれる商品・製品・サービスについて認定することで、市内外に情報を発信することにより小平市の知名度を高め、産業の振興及び地域の活性化に資することを目的とする。

第2条（定義）

この要綱において認定とは、小平市内で生産、製造、加工、制作、創造された「製品」「製品」「サービス」に対し、事業者等の申請に基づき、「小平らしさ」を活かした優れた製品等として一定の基準に適合する「コダイラブランド」として認めることをいう。

第3条（認定委員会）

「コダイラブランド」の認定に関し必要な事項を審議するため、こだいらブランド開発委員会（以下「開発委員会」という。）に「コダイラブランド認定委員会」（以下「認定委員会」という。）を置く。

2 認定委員会の組織その他必要な事項は、開発委員会が別に定める。

第4条（認定基準）

「小平らしさ」を持った製品等を「コダイラブランド」として認定するための認定基準は、開発委員会が別に定める。

2 開発委員会は、必要があると認めるときは、前項の認定基準について変更することができる。

3 認定委員会は、第1項に規定する認定基準について、開発委員会に意見を聴くことができる。

第5条（認定の申請）

認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）はコダイラブランド認定申請書を開発委員会に提出しなければならない。

第6条（認定の審査・決定）

開発委員会は、前条による申請を受けた製品等について、認定委員会において認定基準に基づき審査するものとする。

2 前項の審査により、申請を受けた製品等が認定基準に適合すると認めるときは、「コダイラブランド」認定商品（以下「認定品」という。）として認定する。

3 開発委員会は、前項の認定をおこなったときは、認定品及び認定品の生産、製造及び販売者（以下「取扱者」という。）を公表するものとする。

第7条（認定の有効期間及び再認定）

前条2項に規定する認定の有効は、認定日の属する年度から3度目の3月31日までとする。

2 前項に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、再認定を受けようとするものは、当該年度の別に定める時期にコダイラブランド認定更新申請書を開発委員会に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の再認定についても準用する。

第8条（認定の変更）

取扱者は次の各号のいずれかに認定内容が該当するときは、コダイラブランド申請事項変更届出書により、速やかに開発委員会に提出しなければならない。

- （1）認定品の名称または金額等を変更したとき。
- （2）取扱者の氏名、名称若しくは代表者または住所等を変更したとき。
- （3）認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止または廃止したとき。
- （4）認定品の規格、形状、原材料、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- （5）その他認定申請書記載事項等に変更が生じたとき。

第9条（認定の取り消し）

開発委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （1）認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- （2）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （3）認定品の生産、製造若しくは販売を中止または廃止したとき。
- （4）その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 開発委員会は、前項の認定の取り消しを行ったときは、認定品及び認定品の取扱者を公表することができる。

第10条（認定の表示）

取扱者は、認定品の容器包装、啓発用品等に認定品であることを表示することができる。

第11条（認定品取扱者の責務）

取扱者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて、関係事業者等と連携し、小平市のイメージ向上に寄与するものとする。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに開発委員会に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

第12条（その他）

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、開発委員会が別に定める。

附則

この要綱は平成22年1月1日より施行する。